

国民年金保険料は「社会保険料控除」の対象です！

☆「社会保険料控除」とは？

国民年金保険料は、納付した保険料の全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険などの保険料を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき保険料を納付したときに受けられる所得控除のことで、個人の所得によって発生する税金が軽減されます。

☆「社会保険料控除」を受けるには？

国民年金保険料などの社会保険料控除は、年末調整や確定申告において申告することにより控除されるものですが、申告に際しては一年間に納付した保険料を証明する書類の添付等が必要となります。

このため、社会保険庁では、国民年金保険料を納付していただいた方（被保険者ご本人宛）に、一年間に納付していただいた国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を平成20年11月中旬に送付しております。

☆「控除証明書」の内容は？

証明内容は、平成20年1月1日から9月30日までの間に納付していただいた国民年金保険料額と、11月発送の控除証明書を作成した時点の納付方法で、引き続き12月31日までに納付していただいた場合の納付見込み額です。

平成20年11月発送の対象とならなかった方で、平成20年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付していただいた場合には、平成21年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、2月発送の控除証明書は、納付済額が確定していますので、見込額欄はありません。

○「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

○世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きには必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金基金の掛金についても同様の取り扱いとなりますので、基金から送付される証明書を添付のうえ、申告くださいますようお願いいたします。

◎平成20年中に国民年金保険料を支払ったのに控除証明書が届かないなどの控除証明書に関するお問い合わせは
控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117

受付時間 平成20年11月4日～平成21年3月13日、
平日9時～17時

～社会保険庁からお知らせ～

国民年金保険料の強制徴収（差押え）について

国民年金制度においては、20歳から60歳までの40年間の長期にわたり保険料を納付していただく必要があるため、被保険者が年金制度の意義・役割を正しく理解し、自主的に納付していただくことが基本です。

このため、納め忘れの方々には、まずは、催告状の送付等による納付督促を行っているところですが、十分な負担能力がありながら、長期間にわたり保険料を納付していただけない方々が存在しています。

こうした状況を放置することは、本人の年金受給権が確保できないのみならず、まじめに保険料を納付していただいている方々との公平性を損なうこととなり、ひいては公的年金制度自体の信頼性をも損なうことになりかねません。

このため、こうした負担能力がある長期未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応をとっていくことが、制度の公平性を確保していくうえで必要です。

社会保険制度の趣旨をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは、役場町民課保健福祉グループ(電話5-1111 内線158)にお問い合わせください。